平成２７年（フ）第１７号
大阪府高石市東羽衣７丁目１番53号
債務者　田村浩こと　山下　　浩
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横畠　裕典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２２１４号
北海道石狩市花川南１条２丁目149番地
債務者　橋本　洋子
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２１５号
北海道石狩市花川南１条２丁目149番地
債務者　勝山さやか
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２１６号
北海道石狩市花川南１条２丁目149番地
債務者　勝山　天空
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４２７号
岐阜市市橋４丁目10番５号
債務者　味の郷せきていこと　杉浦　康之
1　決定年月日時　平成27年１月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　波多野寿哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第４号
佐賀県武雄市西川登町大字小田志16803番地４
債務者　宮川　　淳
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山林太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月20日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第５号
佐賀県武雄市西川登町大字小田志16803番地４
債務者　宮川ゆうこ
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山林太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月20日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１９９６号
名古屋市天白区池場３丁目204番地　ドミールマキ101号
債務者　辻　　隼人
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０１８号
名古屋市中村区上石川町５丁目19番地　ＲＸ岩塚101号
債務者　吉田　東栄
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２号
愛知県一宮市栄２丁目５番10―401号　アルカディアＭ
債務者　栗本　　勉
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第７号
福岡市西区今宿３丁目13番36―102号
債務者　山口　友紀
1　決定年月日時　平成27年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２２号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲168番地
債務者　松尾　敏郎
1　決定年月日時　平成27年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２３号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲168番地
債務者　松尾　敏子
1　決定年月日時　平成27年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２４号
福岡市東区奈多１丁目11番10―204号
債務者　舩越　文江
1　決定年月日時　平成27年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２５号
福岡市博多区浦田２丁目３番31号、前住所福岡市東区和白丘２丁目３番48―301号
債務者　王野　浩光
1　決定年月日時　平成27年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２９号
福岡市中央区薬院２丁目６番27―802号
債務者　難波　菜美
1　決定年月日時　平成27年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部